

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第二十一号）（政策調査課）

一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）及び刑法の一部改正に伴い、罰則の規定を懲役から拘禁刑に改める等するための改正

二 内容

- (一) 番号利用法の改正に伴い、規定の整備を行う。
- (二) 刑法の改正に伴い、罰則の規定を懲役から拘禁刑に改めるとともに、改正前の行為の処罰に関する経過措置を設ける。

三 施行期日

- 二(一)の規定 令和七年四月一日
- 二(二)の規定 令和七年六月一日